

静岡県産業成長促進資金利子補給要綱

第1 趣旨

知事は、本県産業の成長を促進するため、中堅企業・大企業が県内で行う設備投資に対する金融機関の貸付けに関し、予算の範囲内において、中堅企業・大企業に利子補給金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）及びこの要綱の定めるところによる。

第2 定義

この要綱において使用する用語の定義は、次のとおりとする。

(1) 中堅企業・大企業

会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に掲げる会社であつて、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項第1号及び第1号の2に掲げるものを除く。

(2) 金融機関

中小企業信用保険法施行令第1条の3に掲げるものをいう。

(3) 取扱金融機関

県内に本支店を有する金融機関で、同意書（様式第12号）を知事に提出し、この要綱による資金を取り扱うことに同意したものをいう。ただし、融資実行後に金融機関の統廃合により、県外の本支店における取扱いとなった場合はこの限りではない。

第3 資金名及び融資の条件

この要綱に基づき融資を行う資金名並びに融資対象者、資金用途及び融資限度額等の融資の条件については、別表のとおりとする。

ただし、次の各号の一に該当する者は、融資を利用することはできない。

- (1) 営業に関し、許認可、免許、登録、届出、指定等を必要とする事業にあつては、許認可等を受けないで営業している者。また、営業前にあつては、許認可等を受ける見込みがない者
- (2) 営業に関し、公序良俗に反する行為又は違法な行為を行っている者
- (3) その他知事が適当でないと認めた者

第4 融資の申込

- (1) 融資を受けようとする者（以下「申込者」という。）は、次に定める提出書類（以下「申込書類」という。）各1部を、取扱金融機関に提出して申し込むものとする。

ア 申込書（様式第1号）

イ 事業計画書（様式第2号～第2号-4）及び資金計画に係る説明書（様式第2号その2）（グリーン成長分野を除く）

ウ 次世代自動車等導入事業計画書（様式第3号）又は環境配慮建築物計画書（様式第3号-2）（グリーン成長分野に限る）

エ 決算書（2期分）

オ 土地取得、工事、設備等の見積書

カ 商業登記簿謄本の写し

キ 納税証明書（事業税及び県民税）

ク 許認可証等の写し（融資申込時に許認可等が取得していない場合は、取得後速やかに静岡県経済産業部商工業局商工金融課（以下「県商工金融課」という。）に提出すること。）

ケ 土地取得の場合

土地・建築物取得計画書（様式第4号）

コ 建築物を建築する場合

(7) 土地・建築物取得計画書（様式第4号）（グリーン成長分野を除く）

(f) 設計図書

サ 既存建築物を取得する場合

土地・建築物取得計画書（様式第4号）（グリーン成長分野を除く）

シ 既存建築物を取得して改修する場合

土地・建築物取得計画書（様式第4号）（グリーン成長分野を除く）

(2) 取扱金融機関は、融資の申込みがあった場合は、速やかに審査を行った上、申込書類を県商工金融課に送付するものとする。

第5 融資の承諾

知事は、第4により申込書類の送付を受けた場合は、速やかに審査を行い、適当と認めるときには、様式第5号及び第5号-2により取扱金融機関及び申込者にその旨通知する。

第6 融資の実行

(1) 取扱金融機関は、第5による承諾を受けた場合は、速やかに審査を行った上、融資を行うものとする。融資を実行したときは、様式第6号により知事に通知するものとする。

(2) 取扱金融機関は、(1)により融資を行うに当たり、歩積・両建預金を要求してはならない。

第7 融資条件の変更等

取扱金融機関は、融資を実行した後、融資期間の延長等当初の融資内容を変更した時は、様式第11号により知事に報告するものとする。

第8 報告

(1) 土地及び建築物を取得するために融資を受けた者は、取得後、速やかに登記を行い、取扱金融機関を経由して、登記事項証明書を知事に提出するものとする。

なお、土地を先行取得する場合は、土地の取得後及び建築物の建築後、それぞれ速やかに登記を行い、取扱金融機関を経由して、登記事項証明書を知事に提出するものとする。

(2) 建築物の建築、増築又は改修をするために融資を受けた者は、建築、増築又は改修後、速やかに登記を行い、取扱金融機関を経由して、登記事項証明書を知事に提出するものとする。

第9 利子補給金の額

利子補給金の額は、申請者ごと年度別に区分して算定するものとし、毎年4月1日から9月30日まで（以下「上期」という。）及び10月1日から3月31日まで（以下「下期」という。）の各期間において、各月初における融資残高に利子補給率及び期間（1/12）を乗じて得た額の合計とする。

また、利子補給率は、融資期間中の各月の融資の返済時における融資利率に基づいて算出するものとする。

なお、前月末の融資残高を各月初残高とする。

第10 利子補給金の申請

申込者は、利子補給金の申請について、取扱金融機関を経由して次の書類を知事に提出するものとする。

(1) 提出書類 各1部

ア 利子補給金交付申請書（様式第7号）

イ 所要額計算書（様式第8号）

(2) 提出期限

別に定める日まで

第11 交付の条件

次に掲げる事項は、交付を決定する際の条件となるものとする。

- (1) 別表に掲げる事項のうち融資対象者、資金使途、融資限度額、融資利率、融資期間及び償還方法
- (2) 利子補給金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を利子補給金の交付を受けた年度終了後10年間保管しなければならないこと

第12 実績報告

申込者は、実績報告について、取扱金融機関を経由して次の書類を知事に提出するものとする。

- (1) 提出書類 各1部
 - ア 実績報告書（様式第9号）
 - イ 所要額計算書（様式第8号）

(2) 提出期限

毎年上期における貸付金に係るものについては当該年度の10月10日まで、毎年下期における貸付金に係るものについては翌年度の4月10日まで

第13 請求の手続

申込者は、利子補給金請求について、取扱金融機関を経由して次の書類を知事に提出するものとする。

- (1) 提出書類 1部
 - 請求書（様式第10号）

(2) 提出期限

利子補給金交付確定通知書受領後10日以内

第14 利子補給金の交付等

利子補給金は、融資を受けた者に交付する。

第15 利子補給金の返還

- (1) 知事は、この要綱に基づき融資を受けた者が、次の各号の一に該当したときは、当該融資に対する利子補給金を打ち切り、既に交付した利子補給金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

ア 借入金を借入れの目的以外に使用したとき

イ この要綱又はこの要綱に基づく規定に違反したとき

- (2) 取扱金融機関及びこの要綱に基づき融資を受けた者は、(1)に該当する事案が発生した場合は、速やかに知事に報告するものとする。

第16 その他

この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月10日から施行し、平成27年4月1日から適用する。
- 2 この要綱は、令和6年3月29日限り、その効力を失う。ただし、その時までに行われた融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成29年3月10日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行された融資については、なお従前の例による。

附 則

この改正は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、令和元年5月31日から施行し、平成31年4月1日から適用する。
- 2 この改正の施行前に実行された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、令和6年3月28日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行された融資については、なお従前の例による。

別表

区 分	内 容
資 金 名	産業成長促進資金
融資対象者	県内において事業を営んでいる（新たに事業を営もうとするものを含む）中堅企業・大企業（本資金と同時かつ同一の資金使途について、静岡県特別政策資金融資制度要綱に定める成長産業分野支援貸付との併用は認めない）
資金使途	<p>本県所在の工場店舗等に係る設備投資に要する資金（設備更新費用及び海外設備投資費用を除く。）及び脱炭素に係る取組に要する資金であり、次の1～4のいずれかに該当するもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 研究開発又は新事業活動 <ol style="list-style-type: none"> (1) 研究開発とは、工学的・自然科学的な基礎研究、応用研究及び開発・工業化等をいい、必ずしも新製品や新技術に限らず、現に生産中の製品の製造や既存の技術の改良等のための研究開発であっても対象とする。 (2) 「新事業活動」とは、次の4つの事業活動をいう。 <ol style="list-style-type: none"> ア 新商品の開発又は生産 イ 新たな役務の開発又は提供 ウ 商品の新たな生産又は販売方式の導入 エ 役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動 2 新分野進出（海外進出は含まない）又は新事業展開 <ol style="list-style-type: none"> (1) 「新分野」とは、日本標準産業分類における細分類（4桁）が異なるものをいう。 (2) 「新事業展開」とは、同一分野に属する事業であっても、従来製品に比して原材料又は生産加工技術を異にし、かつ、用途、販路、機能又は性能のいずれかを異にすることを目的として行う事業をいう。 3 グリーン成長分野 <ol style="list-style-type: none"> (1) 「グリーン成長分野」とは、地球温暖化ガス排出削減に寄与する設備の導入又は環境性能評価で一定以上の評価を受けた工場等建築物の設備投資をいう。 (2) (1)の地球温暖化ガス排出削減に寄与する設備とは、電気自動車（EV）並びに燃料電池を使用した自動車（FCV）、バス（FCバス）及びフォークリフト（FCフォークリフト）並びに付帯設備をいう。 (3) (1)の環境性能評価で一定以上の評価を受けた工場等建築物とは、床面積（増築又は改築の場合にあっては、当該増築又は改築に係る部分の面積）の合計が2,000㎡以上の建築物で、建築環境総合性能評価システムの静岡県版（CASBEE静岡）において、S又はAの評価を得たものをいう。 4 知事が特に認めたもの
融資限度額	30億円（ただし、1億円を下限とする）
利子補給率	年0.47%以内とする。ただし、融資利率の1/2以内とする
融 資 利 率	金融機関の定める利率（固定金利、変動金利のいずれも可）による
融 資 期 間	10年以内
償 還 方 法	元金均等月賦償還又は元利均等月賦償還 ただし、1年以内の据置期間を認める
担 保 及 び 保 証 人	取扱金融機関の定めるところによる